

宇和島東高等学校同窓会 会計規則

(目的)

第1条 この規則は、宇和島東高等学校同窓会会則第7章の会計について必要な事項を定める。

(入会金および会費)

第2条 会員は、入会時（卒業時）までに入会金として金3000円を納入することによって、会員資格を得る。

2. 会員は、年会費2000円を払い込むことによって、情報サービスを受けることができる。納入期限は原則として当年6月末日とする。卒業生は入会時に入会金と合わせて徴収し、2年間、年会費を半額とする。
3. 一旦、納入された会費の払戻しは行わないものとする。

(会計の執行)

第3条 日常の活動で生じる諸費について1万円未満のものは会計が執行する。1万円以上については会長承認を要する。3万円以上ものについては、文書による会長の決裁を得るものとする。

2. 前項の何れの支出も、最終的に常任理事会に報告し、承認を得るものとする。
3. 原則として立替払いとし、事後、領収書を添えて会計に請求する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。